

農地法等に基づく処分に係る審査基準等について

農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号。以下「施行令」という。）及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号。以下「施行規則」という。）に基づく処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準、同法第 6 条の規定による標準処理期間及び第 12 条第 1 項の規定による処分基準は、法、施行令及び施行規則の規定によるほか、次のとおりとする。

第 1 編 申請に対する処分

第 1 章 審査基準

第 1 節 農地等の判断基準

「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜（以下「耕作等」という。）の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。（法第 2 条第 1 項）（以下「農地又は採草放牧地」を「農地等」という。）

- ① 「耕作」とは土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培することをいう。したがって、農地とは、耕うん、整地、播種、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草等を行い、作物を栽培するための土地のことで、具体的には、田、畑、果樹園、牧草採取地、林業種苗の苗圃、わさび田、はす池等をいう。
- ② 「耕作の目的に供される土地」には、現に耕作されている土地のほか、現在は耕作されていなくても耕作しようとすればいつでも耕作できるような、すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地（休耕地、不耕作地及び遊休農地等）も含む。
- ③ 「耕作の事業のための採草」とは、堆肥にする等の目的での採草をいい、「養畜の事業のための採草」とは、飼料又は敷料にする等の目的での採草をいう。
- ④ 林木育成の目的に供されている土地が併せて採草放牧の目的に供されており、そのいずれが主であるかの判定が困難な場合には、樹冠の疎密度が 0.3 以下の土地は主として採草放牧の目的に供されているものとする。
- ⑤ 「耕作等の事業」とは、耕作等の行為が反復継続的に行われることをいい、必ずしも営利の目的であることを要しない。
- ⑥ 採草をしている土地であっても、牧草を播種し、施肥を行い、肥培管理している場合は、採草放牧地でなく農地となる。
- ⑦ 「農地等」に該当するかは、その土地の現況によって判断するのであって、土地の登記簿の地目によって判断しない。